

提案条例説明資料

令和5年6月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第5号
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人住民税関係 令和6年度からの森林環境税の導入に伴い、賦課徴収方法や納税通知書に記載すべき納付額に係る改正 2 軽自動車税関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定小型原動機付自転車の車両区分新設に伴う改正 (2) 環境性能割及び種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更 (3) 種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長 3 たばこ税関係 地方税法施行規則様式の新設に伴う改正 4 固定資産税関係 大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の創設
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 令和5年4月1日（一部を除く。） 2 経過措置 各税目に関する経過措置

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第33号
2	題名	浜田市人権を尊重するまちづくり条例
3	目的・理由	人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 前文 人権推進の取組の経過、条例の制定により目指す姿について明記</p> <p>2 基本理念（第3条） 全ての人等は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。</p> <p>3 差別及び人権を侵害する行為の禁止（第4条） 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、不当な差別的行為及び人権を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>4 市民の権利（第5条） 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。</p> <p>5 市の責務（第6条） (1) 市は、基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（人権施策）を積極的に推進するものとする。 (2) 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。</p>

	<p>6 市民の責務（第7条）</p> <p>(1) 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。</p> <p>(2) 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>7 事業者の責務（第8条）</p> <p>(1) 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。</p> <p>(2) 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>8 人権施策の推進（第9条）</p> <p>市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画を策定するものとする。</p> <p>9 相談体制の充実（第10条）</p> <p>市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。</p> <p>10 浜田市人権尊重推進委員会</p> <p>(1) 所掌事項（第11条）</p> <p>ア 人権施策に関する基本的な計画の策定又は変更をするときの諮問に応じた調査審議を行う。</p> <p>イ 人権施策に関する基本的な計画の検証及び評価をし、市長に意見を述べる。</p> <p>(2) 委員（第12条）</p> <p>ア 人数 15人以内</p> <p>イ 委嘱 人権施策に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>ウ 任期 2年</p> <p>エ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない（その職を退いた後も同様）。</p>
--	--

5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置 現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、この条例に基づく人権施策に関する基本的な計画とみなす。</p> <p>3 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 浜田市人権尊重推進委員会委員の報酬 日額 6,000 円</p>
---	-------	--

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 34 号
2	題名	浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	窓口における印鑑登録証明書の交付申請手続について、多機能端末機における手続との整合性を図るため、及び「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部が改正され、個人番号カードの電子証明書をスマートフォン等の移動端末設備へ搭載可能となったことに伴い、多機能端末機における手続について移動端末設備を利用することが可能となるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市印鑑条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 窓口における印鑑登録証明書の交付について、印鑑登録者本人が個人番号カードを提示して申請する場合は、印鑑登録証の提示を省略することができることとする。（第 11 条関係）</p> <p>(2) 多機能端末機（コンビニ等に設置される端末機で、自動的に証明書等を交付するもの）による印鑑登録証明書の交付について、現行の個人番号カードの利用に加え、移動端末設備の利用により行うことができることとする。（第 11 条関係）</p> <p>2 浜田市手数料条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>多機能端末機による証明書等の交付について、現行の個人番号カードの利用に加え、移動端末設備の利用により行うことができることによる用語の調整（附則第 4 項関係）</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	印鑑登録証明書等の交付手数料は、次のとおりで変更ありません。

	(1) 窓口における交付 300 円 (2) 多機能端末機による交付 200 円
--	---

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 35 号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地等で 2 以上のものが一団地を形成している場合において、一の敷地とみなすことができる建築行為の制限の緩和等の対象が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物等が追加されたことに伴い、引用する字句の改正（第 2 条関係）
5	施行期日等	公布の日
6	備考	手数料の額の変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第36号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	子ども・子育て支援法等の一部が改正され、所管大臣が変更されるとともに、引用している条項が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 保育内容の指針に関する所管大臣の変更 厚生労働大臣 ⇒ 内閣総理大臣 2 その他引用条項等の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 37 号
2	題名	浜田市外来検査センター条例を廃止する条例
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置付けられ、国からの検査の公費支援が終了することから、外来検査センターの業務を終了することに伴い、当該センターの設置及び管理について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市外来検査センター条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市外来検査センター (2) 位置 浜田市殿町 22 番地
5	施行期日等	公布の日
6	備考	浜田市外来検査センターの業務は令和 5 年 5 月 7 日をもって終了しており、現在は休所しています。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 38 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正され、急速充電設備に係る火災予防上必要な措置の見直し等が行われたこと、及び喫煙等に関する規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 急速充電設備の定義の変更（第 11 条の 2 関係）</p> <p>(1) 急速充電設備の充電対象の変更 (改正前) 電気を原動力とする自動車、原動機付自転車 (改正後) 電気を原動力とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの</p> <p>(2) 急速充電設備の全出力の上限の変更 (改正前) 上限 200 キロワット (改正後) 上限撤廃</p> <p>(3) 分離型の急速充電設備は、充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧機能を有しないもの）を含むこととする。</p> <p>2 充電ポストの取扱いに係る変更（第 11 条の 2 関係） 次の基準は、充電ポストには適用しないこととする。</p> <p>(1) 筐体を不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(2) 屋外に設けるものは、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。</p> <p>3 緊急停止装置の設置について（第 11 条の 2 関係） 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、速やかに操作できる箇所に設けなければならないこととする。</p> <p>4 蓄電池について（第 11 条の 2 関係） 分離型の急速充電設備には、保安用を除き、充電ポス</p>

		<p>トに蓄電池を内蔵してはならないこととする。</p> <p>5 喫煙等に係る標識について（第 23 条関係）</p> <p>(1) 「喫煙所」の標識は、健康増進法に基づく標識が設置されている場合は、設置不要とする。</p> <p>(2) 「禁煙」、「火気厳禁」の標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとする。</p> <p>6 その他規定の整理</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 公布の日（急速充電設備の改正は、令和 5 年 10 月 1 日）</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 急速充電設備関係 既に設置済み又は設置工事中の急速充電設備については、従前の例による。</p> <p>(2) 喫煙等に係る標識関係 既に設置済み又は設置工事中の図記号については、従前の例による。</p>